



スイス憲法を中心とした比較憲法研究



キーワード スイス憲法/ 直接民主主義/ 原子力規制/ 忘れられる権利/ 憲法改正

どのような研究をなぜ行っているか

主にスイスの憲法を中心に比較憲法の研究をこれまでしてきました。法学研究では、比較法研究をすることが多いのですが、日本国憲法の解釈論のためのヒントを得るために、スイスの公法学や隣接分野の研究を調べ続けています。具体的には、スイスにおける直接民主主義、原子力規制と環境法制、忘れられる権利、憲法改正とくに連邦憲法とカントン憲法の全面改正の実状と問題に関心があり、継続して調べています。いずれも日本とスイスでは社会的な諸条件が異なりますが、その異なり方を考慮することによって、また違いや共通点について考察することによって、日本国憲法の解釈論についてのさまざまなヒントを得ることができるものです。

スイスといえば直接民主主義というイメージがあると思います。実際、連邦レベルでも毎年盛んに行なわれる国民投票や国民発案、2つの州・カントンではいまなお行なわれている集会民主政・民主制である全州民総会(Landsgemeinde)、自治体レベルでは一般的な住民総会など、長期にわたる豊富な直接民主主義の実践があります。その直接民主主義も、例えば代議制などと対立して存在しているわけではありません。多様性が確保された議会、それぞれの政党のあり方が多様で自由で民主的な多数政党制、さまざまな市民団体・NGO・NPOによる運動、各種の圧力団体、多様なプレス・メディアと一体となって、活発な議論があり、相互に補完的な関係をもった民主主義のシステムの一部として機能しています。こうしたスイスの直接民主主義に対する理解を深めることによって、同様に民主主義を憲法上の基本原則にしている日本の民主主義（国民主権）への理解も深められるのです。

研究成果をどのように活用し、どのような貢献ができるか

日本国憲法の基本原則の理解は、社会科の教員だけではなく、初等、中等、幼年、特別支援、高校のすべての普通教育の教員に必要とされているものです。日本国憲法の基本原理（近代的立憲主義、基本的人権の尊重、国民主権、平和主義・国際協調主義など）と教育基本法の原則を理解し、それらを踏まえて教育実践を行なうことは、全ての園児、児童、生徒を尊厳をもった個人として平等、公平に扱い、民主的で公正性を重視する社会の一員として必要な知識や技能を園児、児童、生徒に修得してもらうための基本的な条件でもあり、それ自体普通教育、公教育の重要な到達目標でもあります。研究成果の活用はこうした公教育の目標に直結したものであると考えています。

